

玉名市地域おこし協力隊設置等業務委託事業 募集要項

玉名市役所地域振興課

目次

1. 本書の趣旨	1
2. 概要	1
3. 参加資格要件	2
4. 参加表明書の提出	2
5. 参加の辞退	2
6. 参加に関する留意事項	3
7. 参加資格の喪失	3
8. 質問の受付と回答	3
9. 提案事項	3
10. 企画提案書の提出	4
11. プレゼンテーション・決定	5
12. 審査結果	5
13. 契約の締結	6
14. 問い合わせ先	6

1. 本書の趣旨

本事業は、少子高齢化や人口減少が進む中、交流人口や関係人口の増加を生み出していくため、本市天水地区（令和4年4月過疎地域指定）の活力を向上していくために必要な人材として、地域おこし協力隊の採用にあたり、オンラインイベント、選考面談等を実施するなか、候補者の志望動機を形成するとともに、モチベーション高く活動に従事できる人材を紹介し派遣することを目的とする。

地域おこし協力隊を受け入れるために、その隊員の選定から活動のサポートまでを一貫して実施する事業者を公募型プロポーザル(企画提案)方式により選定することとして、その手続きにおいて必要な事項を定めるものである。

2. 概要

(1) 事業名

玉名市地域おこし協力隊設置等業務委託

(2) 事業内容

地域おこし協力隊の設置及び隊員の活動に関する伴走支援委託。

(当市は本業務における地域おこし協力隊を任用せず、提案事業者が雇用する者に対し地域おこし協力隊業務を委嘱するものとする。)

(3) 事業実施拠点（活動拠点）

地域おこし協力隊:熊本県玉名市（市内事務所）

受託者:拠点は指定しないが、オンラインで当市や地域おこし協力隊と意思疎通できる環境は必須とする。

(4) 事業委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

ただし、地域おこし協力隊の任期（概ね1年以上、3年未満）に限り、再度契約を結ぶ可能性がある。

(5) 提案限度額

6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

委託料の対象とする経費は仕様書の2.概要(5)に記載のとおり。事業委託期間の終了後、再度契約を結ぶ場合であっても本限度額や提案額を保証するものではありません。

(6) スケジュール

No	項目	時期
1	募集要項の公表・配布	令和5年6月27日（火）
2	参加表明書の提出期限	令和5年7月4日（火）
3	質問受付期限	令和5年7月6日（木）
4	質問回答	随時
5	参加資格審査、企画提案書提出依頼	準備でき次第
6	辞退届の提出期限	令和5年7月10日（月）
7	企画提案書の提出	令和5年7月13日（木）
8	審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年7月20日（木）
9	審査結果の通知・公表（優先交渉権者決定）	令和5年7月21日（金）

10	事業内容の調整	結果通知後
11	契約の締結	令和5年8月1日(火)

※スケジュールについては、調整の上、変更の可能性あり。

3. 参加資格要件

- (1) 法人であること。
- (2) 当市要件に適合する地域おこし協力隊の募集、マッチング支援、隊員の活動支援等の業務若しくは自治体の課題解決等に関するコンサルティング業務の実績を有すること。
- (3) 参加申込書提出日から審査結果公表の日までの間において、当市の工事請負契約等に係る指名停止等の基準（平成17年10月3日施行）の規定に基づく指名停止及び国や他の地方自治体においても指名停止の措置を受けていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人住民税、法人事業税）、市町村税等を滞納していない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他これらに順ずる手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

4. 参加申込書の提出

(1) 受付期間

本募集要項の公表日から令和5年7月4日(火)午後5時まで ※必着

(2) 提出先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
玉名市役所企画経営部地域振興課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出

持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から正午又は午後1時から午後5時の間に提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、令和5年7月4日(火)午後5時までに必着とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号 正本1部）

イ 3. 参加資格要件（1）を満たすことが確認できる書類（任意様式）

ウ 会社概要書（任意様式 正本1部、副本1部）

企業理念（経営方針）、創業年月日、事業所所在地、従業員数、資本金、事業内容

※上記必要事項の記載があれば、パンフレットでも可とする。

エ 定款、直近1年分の財務諸表

オ 納税証明書（任意様式 正本1部）

カ 法人登記事項証明書（任意様式 正本1部）

5. 参加の辞退

参加申込をした者が参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式第4号）に必要事項を記

入し、代表社印を押印の上、企画提案書の提出締切日までに参加申込書の提出先に提出するものとする。

6. 参加に関する留意事項

- (1) 参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、当市が認めたときはこの限りではない。
- (3) 提出された企画提案書等書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- (4) 情報公開請求があった場合は、玉名市情報公開条例（平成17年条例第12号）に基づき、企画提案書等の提出書類や応募・選定結果（事業者名を含む）等について公開の対象となる。

7. 参加資格の喪失

参加申込書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続において提出した書類又はヒアリング等において、明らかな虚偽や誇張、あるいは誤認させるような紛らわしい表現の説明や報告をしたとき。
- (2) 本手続の期間中（公示の日から本契約締結の日まで）に、第3項（参加資格要件）に挙げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 提出書類等が期限内に提出がされなかったとき。
- (4) 提出書類等に明らかな不備や不足があり、当市が参加資格不相当と認めたとき。
- (5) 提案書提出依頼の通知受理後から優先交渉権者決定の公表までの間において、本事業に関し、直接・間接問わず、自らを有利に又は他人が不利になるよう、審査委員や事務局に対して働き掛けた場合

8. 質問の受付と回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第2号）
- (2) 受付期間
令和5年6月27日（火）から令和5年7月6日（木）までとする。 ※必着
- (3) 提出先
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
玉名市役所企画経営部地域振興課
電話：0968-75-1421 E-mail chiiki-s@city.tamana.lg.jp
- (4) 質問方法
ア 電子メール
イ 電子メールの表題は「玉名市地域おこし協力隊派遣業務委託の公募型プロポーザルに関する質問書」とし、(1)に記載の質問書（様式第2号）を使用すること。
- (5) 回答
ア 電子メールで随時回答する。（合わせて、ホームページで公開する）
イ 提案書に関する質問の回答は、参加要件を満たした参加申請者全てに対し電子メールで通知する。なお、質問が重複しているものは、当市が整理して回答する。
ウ 意見表明など、本来の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。
エ 回答内容に対する疑義は受け付けない。
オ 回答内容は、募集要項及び仕様書に準ずる扱いとする。

9. 提案事項

参加申込書を提出し、市から提案書提出依頼の通知を受けた参加者は、下記の各項目について、仕様書3. 委託業務の内容を参考に提案すること。

No.	項目	記載すべき事項
1	会社（団体）の実績	「3. 参加資格要件（1）」に関する実績を記載し、それを踏まえ、本業務にどのように生かせるか、地域おこし協力隊を選定するという点、その隊員の活動をサポートするという点から記載すること。
2	本業務に対する取り組み	本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取組方針について、以下の項目を定めて主要なポイントを記述すること。 ① 基本的な考え方（方針） ② 業務実施体制 ③ 業務実施計画（スケジュール等）
3	隊員の募集、採用及び雇用	以下の内容について記述すること。 ① 事業内容を踏まえ、隊員として必要と考えられる資質等 ② ①の者を選考するに至る手順（企画提案時にすでに該当者がある場合はその者を示すことで足りる。） ③ 隊員を当市に配置するためのスキーム ④ 隊員の募集・採用等に係る広報
4	隊員の指導管理、支援に関する提案	以下の内容について記述すること。 ① 隊員への指導管理（活動計画策定、各種研修、進捗管理等） ② 隊員の地域での生活や関係構築における支援 ③ 隊員の定住に向けた支援
5	隊員の活動に関する提案	以下の内容について記述すること。なお、隊員の任期を3年までの期間を想定して提案しても良い。 ① 地域活性化のためのコミュニケーションマネージャーとしての役割 ② 関連事業者および包括連携先大学との連携状況 ③ 隊員の活動日数や活動時間に関すること ④ 当市の包括連携協定先大学やその他大学等と連携し、当市や外部から人を招く仕組み作りという点から記述すること。 ⑤ その他天水地区の地域活性化に資する活動について ⑥ 隊員の活動記録に係る広報資料の作成

10. 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和5年7月13日（木）午後5時まで ※必着

(2) 提出先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
玉名市役所企画経営部地域振興課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること

持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から正午又は午後1時から午後5時15分の間に提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、令和5年7月13日（木）午後5時15分までに必着とする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式 正本1部、副本2部）

（ア）表題は「玉名市地域おこし協力隊派遣業務委託に関するプロポーザル企画提案書」とし、法人名を記載する。

（イ）規格はA4判両面印刷とする。なおページ数が少ないことによる減点評価は行わないため、提案内容は可能な限り分かりやすく簡潔に記載すること。

（ウ）A3判を使用する場合は、A4判の大きさに3つ折りにすること。

（エ）ページ番号及び目次を記載すること。ただし、表紙は除くものとする。

（オ）正本は、A4ファイルに綴じ込みとし、副本は、ホチキス止めにより提出すること。

（カ）提出された企画提案書の内容について、当市より問合せや修正の指摘があった場合は、対応の上必要に応じて再提出すること。

イ 参考見積書及び内訳書（正本1部）

(5) 留意事項

応募者は、提出した企画提案書が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物に該当する場合は、著作物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の採用時に市に無償で譲渡するものとする。

11. プレゼンテーション・決定

(1) プレゼンテーション

ア 実施内容は、提案及び質疑応答とする。

イ 提案は、1社あたり30分以内（質疑応答10分を含む）とする。

ウ プレゼンテーションの資料は、原則として提出された書類のみとし、追加は認めないものとする。

エ 原則として、説明は資料に沿った内容とする。

オ 参加人数は、1社あたり3名までとする。プレゼンテーションの2日前までに参加者一覧（所属、役職、氏名）を電子メール又はFAXで提出すること。（提出先は、8質問の受付と回答（3）提出先と同様）

カ プレゼンテーションは、紙若しくはスクリーンにより実施すること。スクリーンを使用する場合、プロジェクター等については市が準備する。

キ 実施日時及び場所等の詳細は、提案者と協議の上別途通知する。

オンラインでのプレゼンテーションも可能とする。この場合、使用するオンラインシステムはZoomとする。（後日、アドレスを市から発行する）

ク ただし応募が1団体のみの場合、内部にて審査及び評価を実施し、受託候補者を決定する場合がある

(2) 審査方法

ア 提案書、プレゼンテーションの内容及び見積金額について総合的に審査し、優先交渉権者を決定する。

イ 提案者が1社の場合は、その提案者が優先交渉権者として適しているか否かを審査する。

12. 審査結果

(1) 提出された書類及びプレゼンテーションの結果から、別紙「審査実施要領」により

評価・採点を行い、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 最上位の点数の者が複数ある場合は、別紙「審査実施要領」により選定する。
- (3) 審査結果は、提案者全員に「玉名市プロポーザル審査結果通知書」により通知する。
- (4) 提案者の審査結果については、社名を伏せて、評価点数を市ホームページで公表する。選定した優先交渉権者については、社名を公表する。

13. 契約の締結

(1) 優先交渉権者の選定後、当市と事業内容等の調整を行い、見積合わせを実施した上、契約を締結する（見積合わせについては、当市で実施されるため要来訪）。

なお、見積合わせの金額は、プロポーザルで提出された見積書の金額を超えることはできないが、仕様確定にあたって、当市都合により提案書等に記載された項目の追加・削除があった場合には、この限りではない。

(2) 次の事象が発生した場合、選定を取り消すと同時に、次順位の者を優先交渉権者として繰り上げる。

ア 提出書類及びプレゼンテーション等において虚偽又は事実と相違があると認められる場合

イ 優先交渉権者と協議が整わなかった場合

14. 問い合わせ先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

玉名市役所地域振興課

担当：平野、早稻田

TEL：0968-75-1421

FAX：0968-75-1166

E-mail：chiiki-s@city.tamana.lg.jp